

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京担当部会)

令和3年3月29日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 7件

厚生年金保険関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000228号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000147号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における昭和58年11月21日から昭和59年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和58年11月から昭和59年7月までの標準報酬月額については、13万4,000円から24万円とする。

昭和58年11月から昭和59年7月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年11月21日から昭和59年8月1日まで

請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、支給されていた給与額と比べて低い記録となっている。給与明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者がA社の厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和58年11月21日から昭和59年8月1日までの標準報酬月額は13万4,000円と記録されているところ、請求者から提出された給与明細書によると、当該標準報酬月額よりも高い報酬が支払われていることが確認できる上、日本年金機構は、事業主から届出されるべき請求者の資格取得時に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は24万円が妥当である旨回答している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主から届出されるべき報酬月額が確認できる場合は当該報酬月額に基づく標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

以上のことから、請求者から提出された給与明細書により、請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(13万4,000円)は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額(13万4,000円)と同額であることから厚生年金特例法による標準報酬月額の

訂正は認められないものの、給与明細書及び日本年金機構の回答により判断できる事業主から届出されるべき報酬月額に見合う標準報酬月額（24万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（13万4,000円）を超えていることから、24万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、保険料を徴収する権利が既に時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000254号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000142号

## 第1 結論

1 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間の賞与支給年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間の賞与支給年月日に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間の賞与支給年月日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料(平成25年7月及び同年12月については、下記3における請求期間⑩及び⑰に係る取消前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間のうち、請求期間①、③、④及び⑧を除く請求期間(以下「訂正期間(75条本文該当)」という。)の賞与支給年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

訂正期間(75条本文該当)の賞与支給年月日に係る標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間⑩及び⑰について、請求者のA社における平成25年7月20日及び同年12月19日の標準賞与額29万円の記録を取り消すことが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和63年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成20年7月25日  
② 平成20年12月22日  
③ 平成21年7月27日  
④ 平成21年12月22日  
⑤ 平成22年7月26日

- ⑥ 平成 22 年 12 月 22 日  
⑦ 平成 23 年 7 月 22 日  
⑧ 平成 23 年 12 月 22 日  
⑨ 平成 24 年 7 月 26 日  
⑩ 平成 24 年 12 月 21 日  
⑪ 平成 25 年 7 月 29 日  
⑫ 平成 25 年 12 月 18 日  
⑬ 平成 28 年 7 月 27 日  
⑭ 平成 28 年 12 月 20 日  
⑮ 平成 29 年 7 月 31 日  
⑯ 平成 25 年 7 月 20 日  
⑰ 平成 25 年 12 月 19 日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑮までの期間において賞与の記録がない。また、請求期間⑯及び⑰において記録されている賞与の支給日並びに支給額が間違っているの  
で、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 別表の第1欄に掲げる請求期間について、事業主から提出された請求者に係る賞与台帳及び  
給与台帳、請求者から提出された給与台帳及び預金通帳の写し、金融機関から提出された請求  
者に係る「預金取引明細表1」並びに他の従業員の当該期間に係る給与台帳（以下、併せて「賞  
与台帳等」という。）により、請求者は別表の第2欄に掲げる賞与支給額に基づく標準賞与額に  
見合う賞与の支払を受け、同表第3欄に掲げる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額に基  
づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認又は推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付  
が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与  
額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低  
い方の額を認定することとなる。

したがって、別表第1欄に掲げる請求期間の標準賞与額については、賞与台帳等により確認  
又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる額に訂正することが必要で  
ある。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、  
事業主は別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与  
支払届を年金事務所（平成21年12月以前は社会保険事務所。以下同じ。）に対し提出してお  
らず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、  
請求者の別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日に係る厚生年金保険料（平成25年7月及び同  
年12月については、下記3における請求期間⑯及び⑰に係る取消前の標準賞与額に基づく厚  
生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年  
金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 訂正期間（75条本文該当）について、賞与台帳等により、別表の第2欄に掲げる賞与支給額に基づく標準賞与額は、同表第4欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準賞与額よりも高額であることが認められる。

したがって、訂正期間（75条本文該当）の標準賞与額を、それぞれ別表の第5欄に掲げる賞与額に訂正することが必要である。

なお、上記請求期間における別表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間⑩及び⑪について、オンライン記録には、請求者のA社に係る標準賞与額が、平成25年7月20日及び同年12月19日に29万円と記録されている。

しかしながら、事業主は、平成25年7月及び同年12月の賞与支給日について、同年7月29日及び同年12月18日である旨回答している上、請求者から提出された預金通帳の写しにおいて、請求期間⑩及び⑪に係る振込が確認できず、請求者が当該期間において、事業主から賞与を支給されていないことが認められることから、請求者のA社における請求期間⑩及び⑪の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

別表（請求期間⑩及び⑪を除く）

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求期間	賞与支給年月日	賞与支給額に基づく標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	厚生年金特例法訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法第75条本文訂正による標準賞与額
①	平成20年7月25日	2万円	2万円	2万円	—
②	平成20年12月22日	33万円	31万5,000円	31万5,000円	33万円
③	平成21年7月27日	36万円	34万4,000円	34万4,000円	—
④	平成21年12月22日	33万5,000円	31万3,000円	31万3,000円	—
⑤	平成22年7月26日	36万円	33万6,000円	33万6,000円	36万円
⑥	平成22年12月22日	37万6,000円	34万3,000円	34万3,000円	37万6,000円
⑦	平成23年7月22日	38万4,000円	35万1,000円	35万1,000円	38万4,000円
⑧	平成23年12月22日	39万9,000円	35万6,000円	35万6,000円	—
⑨	平成24年7月26日	39万円	34万8,000円	34万8,000円	39万円
⑩	平成24年12月21日	39万円	34万1,000円	34万1,000円	39万円
⑪	平成25年7月29日	39万円	34万1,000円	34万1,000円	39万円
⑫	平成25年12月18日	39万円	33万4,000円	33万4,000円	39万円
⑬	平成28年7月27日	44万円	36万2,000円	36万2,000円	44万円
⑭	平成28年12月20日	44万円	35万5,000円	35万5,000円	44万円
⑮	平成29年7月31日	45万円	36万3,000円	36万3,000円	45万円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000255号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000143号

## 第1 結論

1 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間の賞与支給年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間の賞与支給年月日に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間の賞与支給年月日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料(平成25年7月及び同年12月については、下記3における請求期間⑩及び⑪に係る取消前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間のうち、請求期間①、③、④、⑦及び⑧を除く請求期間(以下「訂正期間(75条本文該当)」という。)の賞与支給年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

訂正期間(75条本文該当)の賞与支給年月日に係る標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間⑩及び⑪について、請求者のA社における平成25年7月20日及び同年12月19日の標準賞与額30万6,000円の記録を取り消すことが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年7月25日  
② 平成20年12月22日  
③ 平成21年7月27日  
④ 平成21年12月22日  
⑤ 平成22年7月26日



- ⑥ 平成 22 年 12 月 22 日
- ⑦ 平成 23 年 7 月 22 日
- ⑧ 平成 23 年 12 月 22 日
- ⑨ 平成 24 年 7 月 26 日
- ⑩ 平成 24 年 12 月 21 日
- ⑪ 平成 25 年 7 月 29 日
- ⑫ 平成 25 年 12 月 18 日
- ⑬ 平成 28 年 7 月 27 日
- ⑭ 平成 28 年 12 月 20 日
- ⑮ 平成 29 年 7 月 31 日
- ⑯ 平成 25 年 7 月 20 日
- ⑰ 平成 25 年 12 月 19 日

A社に勤務している期間のうち、請求期間①から⑮までの期間において賞与の記録がない。また、請求期間⑯及び⑰において記録されている賞与の支給日並びに支給額が間違っているの  
で、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 別表の第1欄に掲げる請求期間について、事業主から提出された請求者に係る賞与台帳及び  
給与台帳、請求者から提出された給与台帳及び「預金取引明細表1」、金融機関から提出された  
請求者に係る「預金取引明細表1」並びに他の従業員の当該期間に係る給与台帳（以下、併せ  
て「賞与台帳等」という。）により、請求者は別表の第2欄に掲げる賞与支給額に基づく標準賞  
与額に見合う賞与の支払を受け、同表第3欄に掲げる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与  
額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認又は推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付  
が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与  
額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低  
い方の額を認定することとなる。

したがって、別表第1欄に掲げる請求期間の標準賞与額については、賞与台帳等により確認  
又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる額に訂正することが必要で  
ある。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、  
事業主は別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与  
支払届を年金事務所（平成21年12月以前は社会保険事務所。以下同じ。）に対し提出してお  
らず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、  
請求者の別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日に係る厚生年金保険料（平成25年7月及び同  
年12月については、下記3における請求期間⑯及び⑰に係る取消前の標準賞与額に基づく厚  
生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年  
金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 訂正期間（75 条本文該当）について、賞与台帳等により、別表の第 2 欄に掲げる賞与支給額に基づく標準賞与額は、同表第 4 欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準賞与額よりも高額であることが認められる。

したがって、訂正期間（75 条本文該当）の標準賞与額を、それぞれ別表の第 5 欄に掲げる賞与額に訂正することが必要である。

なお、上記請求期間における別表の第 5 欄に掲げる訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間⑯及び⑰について、オンライン記録には、請求者の A 社に係る標準賞与額が、平成 25 年 7 月 20 日及び同年 12 月 19 日に 30 万 6,000 円と記録されている。

しかしながら、事業主は、平成 25 年 7 月及び同年 12 月の賞与支給日について、同年 7 月 29 日及び同年 12 月 18 日である旨回答している上、請求者から提出された「預金取引明細表 1」において、請求期間⑯及び⑰に係る振込が確認できず、請求者が当該期間において、事業主から賞与を支給されていないことが認められることから、請求者の A 社における請求期間⑯及び⑰の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

別表（請求期間⑯及び⑰を除く）

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求期間	賞与支給年月日	賞与支給額に基づく標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	厚生年金特例法訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法第75条本文訂正による標準賞与額
①	平成20年7月25日	13万4,000円	13万1,000円	13万1,000円	—
②	平成20年12月22日	35万6,000円	34万円	34万円	35万6,000円
③	平成21年7月27日	38万4,000円	36万7,000円	36万7,000円	—
④	平成21年12月22日	35万円	32万7,000円	32万7,000円	—
⑤	平成22年7月26日	37万6,000円	35万1,000円	35万1,000円	37万6,000円
⑥	平成22年12月22日	39万4,000円	36万円	36万円	39万4,000円
⑦	平成23年7月22日	38万7,000円	35万3,000円	35万3,000円	—
⑧	平成23年12月22日	41万7,000円	37万3,000円	37万3,000円	—
⑨	平成24年7月26日	41万円	36万6,000円	36万6,000円	41万円
⑩	平成24年12月21日	41万円	35万9,000円	35万9,000円	41万円
⑪	平成25年7月29日	41万円	35万9,000円	35万9,000円	41万円
⑫	平成25年12月18日	41万円	35万1,000円	35万1,000円	41万円
⑬	平成28年7月27日	45万円	37万円	37万円	45万円
⑭	平成28年12月20日	45万円	36万3,000円	36万3,000円	45万円
⑮	平成29年7月31日	45万6,000円	36万8,000円	36万8,000円	45万6,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000256号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000144号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間の賞与支給年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間の賞与支給年月日に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間の賞与支給年月日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料(平成25年7月及び同年12月については、下記4における請求期間⑯及び⑰に係る取消前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間のうち、請求期間①及び④を除く請求期間(以下「訂正期間(75条本文該当)」という。)の賞与支給年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

訂正期間(75条本文該当)の賞与支給年月日に係る標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間⑮について、請求者のA社における平成23年7月22日の標準賞与額を11万2,000円とすることが必要である。

平成23年7月22日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

- 4 請求期間⑯及び⑰について、請求者のA社における平成25年7月20日及び同年12月19日の標準賞与額33万円の記録を取り消すことが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和55年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成20年7月25日  
② 平成20年12月22日  
③ 平成21年7月27日  
④ 平成21年12月22日  
⑤ 平成22年7月26日  
⑥ 平成22年12月22日  
⑦ 平成23年12月22日  
⑧ 平成24年7月26日  
⑨ 平成24年12月21日  
⑩ 平成25年7月29日  
⑪ 平成25年12月18日  
⑫ 平成28年7月27日  
⑬ 平成28年12月20日  
⑭ 平成29年7月31日  
⑮ 平成23年7月22日  
⑯ 平成25年7月20日  
⑰ 平成25年12月19日

A社に勤務している期間のうち、請求期間①から⑮までの期間において賞与の記録がない。また、請求期間⑯及び⑰において記録されている賞与の支給日並びに支給額が間違っているの  
で、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 別表の第1欄に掲げる請求期間について、事業主から提出された請求者に係る賞与台帳及び  
給与台帳、請求者から提出された給与台帳及び預金通帳の写し並びに他の従業員の当該期間に  
係る給与台帳（以下、併せて「賞与台帳等」という。）により、請求者は別表の第2欄に掲げる  
賞与支給額に基づく標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、同表第3欄に掲げる厚生年金保険  
料控除額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認又は推認  
できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付  
が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与  
額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低  
い方の額を認定することとなる。

したがって、別表第1欄に掲げる請求期間の標準賞与額については、賞与台帳等により確認  
又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる額に訂正することが必要で  
ある。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、  
事業主は別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与  
支払届を年金事務所（平成21年12月以前は社会保険事務所。以下同じ。）に対し提出してお

らず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日に係る厚生年金保険料（平成25年7月及び同年12月については、下記4における請求期間⑩及び⑪に係る取消前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 訂正期間（75条本文該当）について、賞与台帳等により、別表の第2欄に掲げる賞与支給額に基づく標準賞与額は、同表第4欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準賞与額よりも高額であることが認められる。

したがって、訂正期間（75条本文該当）の標準賞与額を、それぞれ別表の第5欄に掲げる賞与額に訂正することが必要である。

なお、上記請求期間における別表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間⑤について、賞与台帳等により、請求者は、平成23年7月22日にA社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成23年\*月\*日から同年\*月\*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

なお、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間⑤に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間⑤に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は賞与台帳等において確認できる賞与額から、11万2,000円とすることが必要である。

- 4 請求期間⑩及び⑪について、オンライン記録には、請求者のA社に係る標準賞与額が、平成25年7月20日及び同年12月19日に33万円と記録されている。

しかしながら、事業主は、平成25年7月及び同年12月の賞与支給日について、同年7月29日及び同年12月18日である旨回答している上、請求者から提出された預金通帳の写しにおいて、請求期間⑩及び⑪に係る振込が確認できず、請求者が当該期間において、事業主から賞与を支給されていないことが認められることから、請求者のA社における請求期間⑩及び⑪の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

別表（請求期間⑮から⑰までの期間を除く）

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求期間	賞与支給年月日	賞与支給額に基づく標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	厚生年金特例法訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法第75条本文訂正による標準賞与額
①	平成20年7月25日	38万円	37万2,000円	37万2,000円	—
②	平成20年12月22日	38万円	36万3,000円	36万3,000円	38万円
③	平成21年7月27日	39万円	37万3,000円	37万3,000円	39万円
④	平成21年12月22日	6万円	5万6,000円	5万6,000円	—
⑤	平成22年7月26日	40万円	37万3,000円	37万3,000円	40万円
⑥	平成22年12月22日	41万6,000円	38万円	38万円	41万6,000円
⑦	平成23年12月22日	42万4,000円	37万9,000円	37万9,000円	42万4,000円
⑧	平成24年7月26日	43万円	38万4,000円	38万4,000円	43万円
⑨	平成24年12月21日	43万円	37万6,000円	37万6,000円	43万円
⑩	平成25年7月29日	43万円	37万6,000円	37万6,000円	43万円
⑪	平成25年12月18日	43万円	36万8,000円	36万8,000円	43万円
⑫	平成28年7月27日	47万円	38万7,000円	38万7,000円	47万円
⑬	平成28年12月20日	47万円	37万9,000円	37万9,000円	47万円
⑭	平成29年7月31日	47万6,000円	38万4,000円	38万4,000円	47万6,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000322号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000148号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成15年6月30日の標準賞与額を86万円に訂正することが必要である。

平成15年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年6月

A社から支給された請求期間に係る標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る賞与について、B社の事業主は、平成15年6月30日に支払った旨回答しているところ、A社が加入していたC健康保険組合(以下「健康保険組合」という。)から提出された請求者に係る被保険者記録照会によると、賞与支払年月日が平成15年6月30日、賞与額が86万円として記録されていることが確認できる。

また、事業主は、厚生年金保険料の控除については不明と回答しているものの、同僚が保有する請求期間に係る給料明細により、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

以上のことから判断すると、請求者は請求期間に賞与が支給され、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、健康保険組合から提出された被保険者記録照会により86万円に訂正することが妥当である。

また、賞与の支給日については、事業主の回答及び上記被保険者記録照会により確認できる賞与支払年月日から平成15年6月30日とすることが妥当である。



なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 6 月に係る賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000326号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000145号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間の賞与支給年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間の賞与支給年月日に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間の賞与支給年月日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料(平成25年7月及び同年12月については、下記3における請求期間⑪及び⑫に係る取消前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間の賞与支給年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間の賞与支給年月日に係る標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間⑪及び⑫について、請求者のA社における平成25年7月20日及び同年12月19日の標準賞与額41万円の記録を取り消すことが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月22日  
② 平成23年7月22日  
③ 平成23年12月22日  
④ 平成24年7月26日  
⑤ 平成24年12月21日  
⑥ 平成25年7月29日

- ⑦ 平成 25 年 12 月 18 日
- ⑧ 平成 28 年 7 月 27 日
- ⑨ 平成 28 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 29 年 7 月 31 日
- ⑪ 平成 25 年 7 月 20 日
- ⑫ 平成 25 年 12 月 19 日

A社に勤務している期間のうち、請求期間①から⑩までの期間において賞与の記録がない。また、請求期間⑪及び⑫において記録されている賞与の支給日並びに支給額が間違っているの  
で、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 別表の第1欄に掲げる請求期間について、事業主から提出された請求者に係る賞与台帳及び給与台帳、請求者から提出された給与台帳及び預金通帳の写し、金融機関から提出された請求者に係る「預金取引明細表1」並びに他の従業員の当該期間に係る給与台帳（以下、併せて「賞与台帳等」という。）により、請求者は別表の第2欄に掲げる賞与支給額に基づく標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、同表第3欄に掲げる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認又は推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表第1欄に掲げる請求期間の標準賞与額については、賞与台帳等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日に係る厚生年金保険料（平成25年7月及び同年12月については、下記3における請求期間⑪及び⑫に係る取消前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 別表の第1欄に掲げる請求期間について、賞与台帳等により、別表の第2欄に掲げる賞与支給額に基づく標準賞与額は、同表第4欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準賞与額よりも高額であることが認められる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間の標準賞与額を、それぞれ別表の第5欄に掲げる賞与額に訂正することが必要である。

なお、上記請求期間における別表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の

標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間⑪及び⑫について、オンライン記録には、請求者のA社に係る標準賞与額が、平成 25 年 7 月 20 日及び同年 12 月 19 日に 41 万円と記録されている。

しかしながら、事業主は、平成 25 年 7 月及び同年 12 月の賞与支給日について、同年 7 月 29 日及び同年 12 月 18 日である旨回答している上、請求者から提出された預金通帳の写しにおいて、請求期間⑪及び⑫に係る振込が確認できず、請求者が当該期間において、事業主から賞与を支給されていないことが認められることから、請求者のA社における請求期間⑪及び⑫の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

別表（請求期間⑪及び⑫を除く）

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求 期間	賞与支給年月日	賞与支給額 に基づく 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法訂 正後の 標準賞与額	厚生年金保険法 第75条本文訂 正による 標準賞与額
①	平成22年12月22日	3万円	2万8,000円	2万8,000円	3万円
②	平成23年7月22日	49万円	44万7,000円	44万7,000円	49万円
③	平成23年12月22日	49万円	43万8,000円	43万8,000円	49万円
④	平成24年7月26日	49万6,000円	44万3,000円	44万3,000円	49万6,000円
⑤	平成24年12月21日	49万6,000円	43万4,000円	43万4,000円	49万6,000円
⑥	平成25年7月29日	49万6,000円	43万4,000円	43万4,000円	49万6,000円
⑦	平成25年12月18日	49万6,000円	42万5,000円	42万5,000円	49万6,000円
⑧	平成28年7月27日	54万円	44万4,000円	44万4,000円	54万円
⑨	平成28年12月20日	54万円	43万5,000円	43万5,000円	54万円
⑩	平成29年7月31日	54万6,000円	44万円	44万円	54万6,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000346号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000146号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成4年1月6日から平成3年4月1日に訂正し、平成3年4月から同年12月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成3年4月1日から平成4年1月6日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年4月1日から平成4年1月6日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の記録がない。労働契約書及び源泉徴収票を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された平成3年3月25日付けの甲を「B社」(厚生年金保険における適用事業所名称は、A社)とし、乙を「請求者」とする労働契約書(以下「労働契約書」という。)、A社及びB社の平成3年分給与所得の源泉徴収票(以下「源泉徴収票」という。)並びに複数の従業員の回答から、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し、事業主により給与が支払われていたことが確認できる。

一方、上記源泉徴収票によると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、平成3年4月1日であると認められ、請求期間の標準報酬月額については、上記労働契約書及び日本年金機構の回答から判断すると、22万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間については、保険料を徴収する権利が既に時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000363号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000149号

## 第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成13年4月1日から平成14年7月1日まで  
② 平成14年8月26日から同年10月1日まで

A社が運営していたB店でアルバイトをしていた期間のうち、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、平成13年4月又は同年5月にA社に入社し、正社員と変わらないフルタイムで勤務し、平成14年5月又は同年6月頃に、同社から厚生年金保険に加入するように説明され、厚生年金保険料の給与からの控除が始まった旨陳述しているところ、雇用保険の加入記録によると、請求者はA社において、平成13年5月12日に雇用保険被保険者資格を取得していることから、請求期間①のうち、平成13年5月12日から平成14年7月1日までの期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、請求期間①においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる26人(請求者が、当時の店長と記憶する者を含む。)及び請求者と同日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した3人の29人に照会し、6人から回答を得たものの、請求者を記憶している者はおらず、請求者は、給与明細書等の資料を保有していない上、事業主は請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について分からない旨回答しており、同社の担当者も請求者に関する資料を保管していない旨陳述していることから、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、請求期間①のうち、平成13年4月1日から平成14年4月

1日までの期間は国民年金の申請免除期間であり、同年4月1日から同年7月1日までの期間は、請求者は当該期間に係る国民年金保険料を同年4月22日に納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者は、平成14年9月又は同年10月頃にA社を解雇された旨陳述しているところ、雇用保険の加入記録によると、請求者の同社に係る離職年月日は平成14年8月25日と記録されており、オンライン記録により確認できる厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

また、請求期間①に係る照会をした29人のうち請求期間②においても、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる26人及び請求期間②において同社にて厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち二人の28人に対し、請求者の請求期間②に係る勤務等について照会を行ったものの、請求者を記憶する者はおらず、請求者は給与明細書等の資料を保有していない上、事業主は請求者の請求期間②に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について分からない旨回答しており、同社の担当者も請求者に関する資料を保管していない旨陳述していることから、請求者の請求期間②に係る同社における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。